

# 戦国期京都の土倉角倉吉田に関する二、三の問題

—「吉田宗忠一類」をめぐる—

河内 将 芳

## はじめに

戦国期京都の土倉研究は、近年、根本的な見直しがもためられている。酒匂由紀子氏の研究<sup>①</sup>によって、それまで戦国期の土倉とみられていた大森一族が史料のうえでは「土倉」と出てこず、また、「京都市街に倉を所有し、質物を取りつつ銭を貸し付けていた「土倉」のような金融業者ではな」く、「村や村人らへ銭や米を貸し付けている」「京郊の「土豪」であったことがあきらかにされたからである。酒匂氏が検討した大森一族と同じように、いわゆる天文一五年（一五四六）の分一徳政令史料にその名がみられる存在として、「吉田宗忠一類」が知られている。

この「吉田宗忠一類」も、戦国期を代表する土倉である

と理解されてきた。筆者もまた、そのような理解のうえにたつてこれまで検討を重ねてきたが、大森一族が土倉ではないとあきらかになった以上、「吉田宗忠一類」についても、あらためて考えてみる必要があるだろう。

いっぽう、「吉田宗忠一類」が土倉であったのかどうかといった問題とは別に、遣明船との関係から一類の実態にせまった岡本真氏の研究<sup>③</sup>も発表されている。

また、一類を代表する吉田宗忠その人の系譜についても、五島邦治氏<sup>④</sup>や河村昭一氏<sup>⑤</sup>が、あらたな見解を示している。このうち、五島氏は、吉田宗臨の子と考えられてきた吉田宗忠（吉田与次）が若狭の「武田雑掌吉田四郎兵衛」「氏春」の「実の子であった可能性が高い」としている。それに對して、河村氏は、吉田宗忠（吉田与次）と武田被官・武田

衆・武田雜掌として登場する吉田与次とは別人であるとしている。

目下のところ、新しい史料を筆者自身が用意できる状況にはないので、何ともいえない。ただ、現在知られる史料をふまえるかぎりでは、河村氏の見解が妥当と思われる。

したがって、本稿においても河村氏の見解を前提にして考えていきたいと思うが、いずれにしてもこのように、吉田宗忠とその一類をめぐっては、これまでの常識が大きくゆらぎつつあるといえる。

そこで、本稿では、右のような研究動向をふまえたうえで、これまで知られてきた事実を整理しつつ、できるかぎり同時代史料によって、吉田宗忠とその一類について再検討を加えてみたいと思う。

## 一 吉田宗忠の系譜

### (1) 与次・光信・忠兵衛尉・宗忠

「吉田宗忠一類」についてみていくまえに、一類を代表する吉田宗忠の系譜をみていくことにしよう。

そこでまずは、表1をみていただきたい。これは、管見

のかぎりで同時代史料にみえる吉田宗忠の系譜にかかわる情報（実名や法名、あるいは仮名など）を編年で整理したものである。

そのなかのひとつ、天文八年（一五三九）五月二九日のところをみてみると、「吉田忠兵衛入道宗忠」「嵯峨すみくら也」との記述が確認できる。また、永正一四年（一五一七）のところにも、「嵯峨角蔵吉田与次」という記述がみえる。

これらの記述から、吉田宗忠（吉田与次）が「嵯峨」「すみくら」（角蔵、角倉）ともよばれていたことが、あらためてあきらかとなる。と同時に、近世以降もその家が存続することで知られる角倉家の系譜上に、吉田宗忠が位置することがうきぼりとなってこよう。

その角倉家では、近世になって、「于時貞享四年丁卯三月二日、田中氏光玄誌焉」との奥書をもつ『角倉源流系図稿』<sup>6</sup>が作成されたことが知られている。そして、そこにみられる情報も表1に加えてみると一番左側のようになる。

『角倉源流系図稿』では、没年は記載されているものの、生年が記載されておらず、そのため、同時代史料にみえる人物との比定は容易でない。ただ、それでも、矛盾すると

表1 同時代史料にみえる吉田宗忠の系譜 (付、宗臨・与左衛門・栄可等)

角倉源系図縮	年	西暦	月日	実名	法名	忠兵衛	与次	角倉(角藏)	与三郎	その他	出典
角倉源系図縮 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛) 宗忠(忠兵衛)	文應3年	1503	4月14日	吉田光清				吉田方宅			神頭家文書
	永正6年	1509	10月9日	吉田光清							九条家文書
	永正7年	1510	6月6日			吉田忠兵衛尉					大覚寺文書
	永正8年	1511	10月7日			吉田忠兵衛					九条家文書
	(永正9年)		卯月16日			吉田忠兵衛尉					九条家文書
			卯月17日			吉田忠兵衛					九条家文書
	永正9年	1512	卯月19日			吉田忠兵衛					九条家文書
			卯月21日			吉田忠兵衛尉					九条家文書
	永正10年	1513	7月28日					嵯峨酒屋吉田			押小路文書
	永正14年	1517					吉田与次	嵯峨角藏吉田与次			披露々々事 二水記
	大永元年	1521	正月29日				(吉田与次 武田兼吉)				言繼卿記
	大永7年	1527	2月13日				(武田兼吉田与次)				言繼卿記
			10月18日				(武田兼吉田与次)				実隆公記
			正月22日				(吉田与次)				言繼卿記
	大永8年	1528	3月13日				(吉田与次)	スミノクラ			言繼卿記
			6月23日								言繼卿記
	享祿2年	1529	3月13日				(從若洲吉田与次兼光)				神頭家文書
			3月3日		吉田光信						大覚寺文書
	享祿5年	1532	3月3日		吉田光信						神頭家文書
			6月日		吉田光信						山科家古文書
天文元年		10月13日				吉田忠兵衛尉				神頭家文書	
天文2年	1533	正月6日								天覺寺文書	
天文4年	1535	3月21日			吉田宗顯同因幡守					別本藏引付四	
天文6年	1537	3月28日				吉田与次	嵯峨すみくら也			草嶋家文書	
天文8年	1539	5月29日								親後日記	
		6月朔日		宗忠		吉田宗忠				親後日記	
		7月25日						嵯峨角倉		親後日記	
		2月朔日							吉田与三郎	策彦和尚初渡集	
天文9年	1540	5月23日							吉田与三郎并母孫六	策彦和尚初渡集	
		7月13日						角藏		大館常興日記	
		9月10日								策彦和尚初渡集	
天文10年	1541	11月7日								神頭家文書※	
		10月2日			宗忠入道					神頭家文書※	
		11月21日			吉田入道宗忠					神頭家文書※	
天文13年	1544	閏11月13日			吉田宗忠入道					神頭家文書※	
		12月18日			吉田宗忠					神頭家文書※	
死去											

天文15年	1546	11月12日	吉田宗仲			角倉		別本藏引付二
		12月7日	吉田宗忠一類			鎌倉角藏吉田、子桂藏主		我主藏引付
天文19年	1530	11月27日	吉田宗忠			吉田与三郎		言繼御記
天文22年	1533	2月7日	吉田幸治					天龍寺文書
弘治3年	1557	8月11日	吉田入道宗忠					神頭家文書
永祿元年	1538	9月27日						鶴川家文書
永祿5年	1562	7月5日				鎌倉角藏		小西康夫氏所藏文書
永祿8年	1565	7月10日				鎌倉酒屋吉田与二		小西康夫氏所藏文書
永祿11年	1568	正月22日						神頭家文書※
		11月28日	光清			吉田与次		神頭家文書※
		11月28日	光清			吉田与次光清		山科家古文書
永祿12年	1569	閏5月12日	光清			吉田与次光清		神頭家文書
		9月13日	光清			吉田与次光清		神頭家文書※
元龜元年	1570	12月22日				吉田与二		神頭家文書※
(元龜元年)		櫻月22日				吉田与次		神頭家文書※
元龜4年	1573	4月2日						天龍寺文書
天文3年	1575	卯月21日				吉田忠兵衛尉		神頭家文書※
天文4年	1576	11月9日				吉田忠兵衛尉		神頭家文書※
天文5年	1577	4月21日	吉田光清					神頭家文書※
		8月9日				吉田忠兵衛入道		神頭家文書※
		8月24日				吉田忠兵衛入道		神頭家文書※
天文7年	1579	11月10日						神頭家文書※
天文9年	1581	10月21日	栄可					神頭家文書※
天文12年	1584	7月10日				鎌倉之角ノ藏		兼見御記
天文17年	1589	8月5日						神頭家文書※
		8月5日				同与次	吉田与七	天龍寺文書
文祿4年	1595	9月29日	栄可入道					神頭家文書
		9月29日	吉田入道栄可					天龍寺文書
慶長3年	1598	櫻月20日				与次清正		神頭家文書※
(慶長3年)		12月21日	吉田栄可					神頭家文書
慶長4年	1599	10月晦日	吉田入道栄可					天龍寺文書
慶長11年	1606	5月27日	吉田栄可					神頭家文書※
慶長15年	1610	9月2日						

(注) ※は「田中光治氏所藏文書」(京都大学大学院文学部研究科古文書室影写本)と重なるもの。注では「神頭家文書(田中光治氏所藏文書)」と記す。  
 ( )は武田氏関係者として登場するもの。

ころが思いのほか少なく、符合するところも多いことがあきらかとなる。

たとえば、吉田宗忠にかかわる部分を見てみると、その実名が「光信」<sup>7</sup>であり、「与次」や「忠兵衛尉」（「忠兵衛」という仮名を名乗っていたことが、『角倉源流系図稿』と同時代史料とでは重なる。

また、それをふまえたうえで同時代史料のほうをながめてみると、その名乗りが、「与次」「光信」から「忠兵衛尉」「忠兵衛」「宗忠」へという流れであったこともみてとれる。このうち、「宗忠」には「入道」ということばが付随しており、「与次」「光信」と名乗ったのちに「忠兵衛尉」（「忠兵衛」と名乗り、そして、「入道」になってから「宗忠」と名乗ったことがあきらかとなる。

したがって、「宗忠」は、『角倉源流系図稿』がのべるように、「法名」だったことがあきらかとなる。それは、天文一五年（一五四六）一月二日のところに「角倉」「吉田宗伸」と、「忠」の当て字として「仲」がつかわれていることから確認できる。おそらく「宗忠」は、「そうちゅう」、あるいは「しゅうちゅう」と読まれたのであろう。

このような名乗りの流れは、吉田宗忠の孫にあたる吉田

栄可においても、「与次」「光清」から「忠兵衛尉」（「忠兵衛」として「入道」となって「栄可」<sup>8</sup>）というように、踏襲されていたことがあきらかとなる。

また、「与次」「忠兵衛尉」（「忠兵衛」という仮名も祖父から孫へと、吉田宗忠につらなる人たちにうけつがれるものであったことが知られよう。

## （2）与次・忠兵衛尉の重要性

こうしてみたとき、問題となるのが、吉田宗忠の子にして吉田栄可の父にあたる吉田与左衛門の存在である。『角倉源流系図稿』によれば、「与左衛門」は、「与三郎」の仮名を名乗り、実名も「光治」「幸治」<sup>9</sup>と名乗っていたとされている。

実際、それを裏づけるように、表1の天文一九年（一五五〇）一月二七日のところにも吉田宗忠とならんで「吉田与三郎」とみえ、また、天文二二年（一五五三）二月七日のところでは、「吉田幸治」とみえる。

ここからは、吉田与左衛門が「与次」の仮名をうけついでいなかったことがあきらかとなる。したがって、「与次」の仮名は、吉田栄可がそれをうけつぐまで空位になってい

たかのようにみえるが、じつは、この点に関連して注目されるのが、「与左衛門」と同じく吉田宗忠の子とされる人物の存在である。

すなわち、『言継卿記』<sup>10</sup> 天文一九年（一五五〇）閏五月三日条に「嵯峨角藏吉田子桂藏主」とみえ、『角倉源流系図稿』では「宗桂」と記される人物である。

この宗桂は、天文八年（一五二八）に天龍寺策彦周良とともに明に渡ったことでも知られており、おそくとも天文二〇年（一五五二）には、「医者意安」<sup>12</sup>として活動していたことも確認できる。

ところが、その宗桂（意安）<sup>13</sup> について、『寛政重修諸家譜』巻第四二七「宇多源氏 佐々木庶流 吉田」は、「与次」の仮名を名乗り、「天文元年家を継」と記している。

もとより『寛政重修諸家譜』も、『角倉源流系図稿』と同じように同時代史料とはいいがたい。ただ、表1をみると、宗桂が「家を継」<sup>14</sup> いたとされる天文元年（一五三二）に吉田宗忠が「忠兵衛尉」を名乗っていたことが確認できる。

ここからは、吉田宗忠が、このころ「与次」から「忠兵衛尉」を名乗るようになり、それと入れかわるようにして

「与次」の仮名を宗桂がうけついでという可能性がうかがわがってこよう。

もっとも、宗桂は、おそくとも天文一九年には「桂藏主」とよばれていたことが確認でき、「与次」を名乗っていたころの実名も、宗桂とは別であったと考えられる。

また、「忠兵衛尉」を名乗った形跡もみられないが、ただ、のちにもみるように、元龜元年（一五七〇）には、「同意安」<sup>15</sup> として「嵯峨境内土倉中」の一員にその名を見いだすことができる。したがって、一族としての活動は宗桂と名乗っていた時期にもおこなわれていたとみられよう。

このように、「与次」や「忠兵衛尉」の仮名は、「吉田宗忠」とそれつらなるものたちにとって重要な意味がそなわっていたことがわかる。

そして、そのようにしてみたとき、吉田宗忠よりまえの時代に「吉田忠兵衛尉」「吉田忠兵衛」を名乗っていた人物がいたことが表1からは読みとれる。

また、その実名が「吉田光清」であったことも知られるが、この人物は、『角倉源流系図稿』にみえる「宗臨」<sup>16</sup> にあたり、天文四年（一五三五）三月二日にその名がみえる「吉田宗臨」と考えられる。

つまり、同時代史料から読みとれる系譜としては、吉田宗忠は吉田宗臨の後継者と位置づけるのがやはり妥当といえよう。

もつとも、吉田宗忠と吉田宗臨の関係もあくまで系譜上のものであり、実の子であるかどうかまでを同時代史料によつて確定できるわけではない。

したがって、五島邦治氏<sup>15)</sup>が指摘するように、吉田宗忠（吉田与次）が「武田雑掌吉田四郎兵衛」「氏春」の「実の子」である可能性を肯定も否定もできないわけだが、ただ、系譜としては、吉田宗忠が吉田宗臨につらなるものと理解するのがよいであろう。

少なくとも仮名や実名からは、吉田宗忠本人がそれを意識していたことだけはまちがいないように思われる。

## 二 吉田宗忠一類と嵯峨境内土倉中

### (1) 吉田宗忠一類

『錢主賦引付』<sup>16)</sup>と『徳政御下知頭人加引付』<sup>17)</sup>は、天文一五年（一五四六）に室町幕府から出された「分一徳政令に付随して、分一銭の納付を確認し、奉書発給を記録したも

の」<sup>18)</sup>である。

分一徳政令とは、「借錢の十分の一（分一銭）を幕府に納入するという条件で債権・債務関係の契約破棄を認め」<sup>19)</sup>たものだが、そのなかで、「吉田宗忠一類」の名は、「錢主」＝債権者として見いだすことができる。

表2は、その一類の名と「借遣米銭」などの総額を記したもののだが、これら一類の構成については、すでに岡本真氏<sup>20)</sup>によつて、つぎのようにあきらかにされている。

すなわち、「吉田光民」（吉田孫六）は、吉田宗忠の子にして宗桂の「舎弟」、また、「華徳院梵康は天龍寺華徳院主の安室梵康、南芳院周憲は同寺南芳院院主の文盛周憲」、さらに、「東南坊合忠」は「西山最福寺東南坊の住僧」であり、「清涼寺福乗坊の主」がそれを兼ねるとともに、宗桂が明に渡つ

表2 「吉田宗忠一類」の名

錢主賦引付	徳政御下知頭人加引付	借錢額
吉田入道宗忠	吉田忠兵衛尉	47貫320文
華徳院梵康	嵯峨 花徳院	32貫770文
東南坊合忠	谷 東南坊	25貫33文
南芳院周憲	嵯峨 南芳院	20貫文
千光寺宗椿	嵯峨 千光寺	8貫160文
田中与一重長	田中与一	3貫846文
吉田光民	吉田孫六	11貫900文

たさいにも同行していたというようである。

もつとも、「千光寺宗椿」については、岡本氏も詳細がさだかでないとしてされている。実際、手がかりは少ないといわざるをえないが、この「千光寺」は「もと清涼寺の西方中院<sup>(21)</sup>」にあったと考えられている。

また、大永六年（一五二六）二月二十六日には、「嵯峨千光寺雑掌」が「龍安寺門前内田方借錢十貫文」の「十分一進納<sup>(22)</sup>」し、「棄破」の「御下知」を申請したことが確認できる。

のちに「角倉了意<sup>(23)</sup>」によって「千光寺」は「再興<sup>(23)</sup>」されたことが知られているが、おそらくそれは、かつて「千光寺」が「一類であった」という関係もふまえたものであったのだろう。

残る「田中与一重長」については、さらに手がかりにとぼしく、『角倉源流系図稿』にもその名を見いだすことはできない。

ただし、この点は、吉田宗忠をのぞいた全員にあてはまり、『角倉源流系図稿』が作成された貞享四年（一六八七）段階では、すでにその系譜をたどることのできない一類も少なくなかったであろう。

『錢主賦引付』には、酒匂由紀子氏<sup>(24)</sup>が検討を加えた大森一族の名もみられるが、一類としてまとまりをみせているのは、じつは「吉田宗忠一類」だけである。

このことから、一類としてのむすびつきが強かったであろうことがうかがえる。と同時に、「嵯峨 花徳院」「嵯峨 南芳院」「嵯峨 千光寺」とあるように、「嵯峨」という地縁によるむすびつきも強かったことがうかがえよう。

この点、大森一族が、拠点としていた「京都の北方にある小野山の森」を「名字の地」として「大森」を名乗っていたのに対し、「吉田宗忠一類」は、嵯峨に所在する地名ではない「吉田」を名字とする点にも違いがみられる。

その「吉田」という名字は、『寛政重修諸家譜』巻四二七「宇多源氏 佐々木庶流」によれば、「宗忠」から一代前にあたる「厳秀」が「近江国吉田庄を領せしより、代々家号とす」とされている。

おそらくこれは、『角倉源流系図稿』にみえる「吉田祖、受封邑於吉田故、為称号」という記述をふまえたものである。そして、それは、さかのぼれば、『尊卑分脈<sup>(25)</sup>』「宇多源氏 吉田」の「厳秀」にまでたどりつく。

ただし、「厳秀」と『角倉源流系図稿』に「角倉祖」と

みえる「徳春」、そして「宗忠」とがどのようにつながっているのかという点を同時代史料によって裏づけることは容易ではない。

しかしながら、おそくとも吉田宗臨・吉田宗忠が吉田を名乗っていることが同時代史料で確認できる以上、戦国期には、彼らが「厳秀」とのつながりを意識していたと考えられることはゆるされよう。

さて、「吉田宗忠一類」の名がみえる『錢主賦引付』と『徳政御下知頭人加引付』には、この一類が土倉であるとは記されていない。

その意味では、大森一族と同じといえるわけだが、それでは、「吉田宗忠一類」もまた、「京郊の「土豪」」だったのであろうか。節をあらためてみていくことにしよう。

## (2) 嵯峨境内土倉中

表1のうち、天文一五年(一五四六)以前のところをみてみると、「吉田与次」が「嵯峨角蔵吉田与次」(永正一四年)、「スミノクラ」(大永八年)、「嵯峨角蔵」(天文二年)、「嵯峨すみくら」「嵯峨角倉」(天文八年)、「角蔵」(天文九年)、「角倉」(天文一五年)などと登場することが確認で

きる。

ここにみえる「蔵」「倉」「クラ」「くら」が土倉のそれをあらわしているのだとすれば、おそくとも永正一四年(一五一七)には吉田与次は土倉であったとみることできる。

「細倉、則倉之名也、名字曰沢村」という、よく知られた一文をふまえるなら、「角倉」「角蔵」は「倉之名」であり、「名字」は「吉田」となるう。

もっとも、これらに先だつて永正一〇年(一五一三)には、「嵯峨酒屋吉田」とみえ、これから考えれば、「角倉」「角蔵」は酒屋としての「倉之名」とみることできる。

年未詳ながら、明応年間(二四九二～一五〇二)のものと考えられている酒倉味噌役免除在所注文をみると、「酒役、号竹倉之時ハ、忝貫四百文」とあり、「北少路室町北東頼」に所在した酒屋が、以前「竹倉」と「号」していたことが確認できるからである。

そして、「角倉」「角蔵」が酒屋としての「倉之名」であったとするなら、大永八年(一五二八)三月一三日に「嵯峨之念仏へ参」った山科言継らが、「スミノクラニテ酒候了」<sup>26)</sup>との著名な記事もより理解がしやすくなるであろう。

もっとも、「角倉」「角蔵」が酒屋としての「倉之名」

であつたという理解については、それを直接あきらかにできる史料を見いだせているわけではない。したがって、「倉」(「角蔵」)が、土倉の「倉之名」であるという可能性も否定できないことには注意しておく必要がある。

それでは、史料のうえで吉田与次が土倉であるかどうかを確認できるようになるのはいつになるのであるうか。今のところそれは、元亀元年(一五七〇)と考えられる。そのことがわかる史料<sup>20)</sup>が<sup>21)</sup>つぎである。

嵯峨境内土倉中吉田与二・同意安・同彦六郎・同与三・堀孫九郎申、对方々族、借遣要脚并所々散在田畠山林、地子銭等事、為愛宕神用、帶御代々御下知已下証文、于今無相違上者、弥不可有改動之条、存知之、至彼借銭者、速令返弁、於買得分者、嚴重可致其沙汰之由、被仰出候也、仍執達如件、

元亀元

十二月廿二日

頼隆<sup>(松田)</sup>(花押)

晴長<sup>(調訪)</sup>(花押)

城州

一揆中

元亀元年といえば、足利義昭と織田信長が上洛して以後の時代となる。したがって、右の史料は、義昭政権期の幕府奉行入連署奉書となるわけだが、ところが、この元亀元年という年は、義昭と信長にとって、軍事的にも、政治的にも、もつとも苦しい時期と重なっていた。

同年八月に摂津へ出陣した隙をねらわれ、近江の浅井氏と越前の朝倉氏が琵琶湖西岸へ進出、それを追撃するため信長が湖西にとつて帰すも延暦寺大衆が浅井・朝倉氏に同心、その結果、年末まで湖西に釘付けを余儀なくされる状態<sup>22)</sup>がつづくからである。

そして、このような不安定な政情に呼応するかのよう、同年一〇月四日には、「西岡一揆発、東之山下へ千人計発向」したと『言継卿記』同日条は伝えている。

また、一〇月七日には、「下京金屋蔵一揆攻破」つたとい、一一日には、「西岡方々一揆、北白川迄二三千打廻」り、一二月四日になつても、「一揆可攻」という状態がつづいていたことが同記から読みとれる。

いっぽう、『言継卿記』一〇月四日には、「為武家被行徳政」との一報がもたらされたこともわかるが、それとも

に、九日には、「等持院内祠堂銭并買得田畠山林等」に対する「改動」をみとめず、「徳政」を免除する旨を幕府が等持院の「雑掌」へ伝えたことも知られる。<sup>(2)</sup>

じつは、先の史料もまた、等持院に対して出されたものと同じく徳政免除をみとめた文書であり、「城州一揆中」を宛所にしてはいるものの、実際は、それを申請したものの意図にそったかたちでとのえられたものと考えられよう。

そして、それを申請したものたちこそ、「吉田与二・同意安・同彦六郎・同与三・堀孫九郎」によって構成される「嵯峨境内土倉中」であった。

ここから、「吉田与二」<sup>(次)</sup>以下の面々が土倉であったことがあきらかとなるが、もつとも、ここにみえる「吉田与二」<sup>(次)</sup>は、吉田宗忠ではない。表1からもみてとれるように、宗忠は永禄八年（一五六五）に亡くなったとされているからである。

したがって、この「吉田与二」<sup>(次)</sup>は、吉田栄可となり、栄可が土倉であったことは確実といえる。また、ほかの面々についても、すでに林屋辰三郎氏<sup>(3)</sup>によって、つぎのようにあきらかにされている。

すなわち、「同意安」が吉田宗忠の子「宗桂」、「同彦六郎」が宗桂の兄弟「六郎左衛門」（光茂、宗喜）の子「吉田宗運」（彦六郎左衛門、光久、光秀）、「同与三」が栄可の兄弟「吉田幻也」（与三郎、光次）、「堀孫九郎」が宗忠の兄弟「紀兵衛」（光雄、寿光）の子「堀孫三郎」（宗順）の子「堀宗佐」（光秀）というようにである。

なお、『角倉源流系図稿』によれば、「孫三郎者、元吉田氏而」「継堀氏」いだと記されている。そのため、その子である孫九郎もまた、堀氏を名乗っているが、「吉田与二」<sup>(次)</sup>以下の人間関係をあらためて図示すれば、図1のようになろう。

この図1をみればわかるように、「嵯峨境内土倉中」とは、吉田一族によって構成された土倉集団であったことがあきらかとなる。

### (3) 「於嵯峨境内、構土倉、令利倍之」

それでは、この土倉集団が成立したのもまた、元亀元年だったのだろうか。じつは、そうではなかったことが史料からあきらかとなる。

表3は、管見のかぎりで、「嵯峨境内土倉中」にかかわ



る史料を集めたものだが、そのうち、もっとも古いものとして、つぎのような天文一九年（一五五〇）付の文書が確認できるからである。

愛宕神事・同燈明要脚事、為天下静謐 御願、不混自余、於嵯峨境内、構土倉、令利倍之、可被遂神事無為節、更不可准德政法之上者、不可有改動之由、可被仰下也、仍執達如件、

天文十九年十二月廿八日 左衛門尉（誦訪晴長）（花押）

（伊勢貞孝）伊勢守（花押）

大覚寺御門跡雜掌

ここからは、「於嵯峨境内、構土倉、令利倍之」るのは、「愛宕神事・同燈明要脚」をまかない、「遂神事無為節」げらためであること、また、その結果として、幕府も「不可准德政法之上者、不可有改動之由」 徳政免除をみとめたことがあきらかとなる。

元亀元年に「為愛宕神用、帶御代々御下知已下証文、于今無相違上者、弥不可有改動」と記されていたのは、右の文書や永禄五年（一五六二）・六年（一五六三）の文書をふ

まえてのことであったが、もっとも、このような徳政免除が、これ以前からみとめられていたのかどうかについてはさだかではない。

ただ、右の文書の宛所が「大覚寺御門跡雜掌」とあることから、これが最初か、あるいはそれほど時間をへたものではなかったことがうかがいあがってくる。

これより三年後の天文二二年（一五五三）に「近年依天下錯乱」り「旧式」に「似合」わない状態となっている「愛宕護・野宮両社」の「祭礼」「社頭・神興等」「神供燈明」を旧に復するよう、「当山別当 大覚寺准后」に対して後奈良天皇綸旨（詔）が出されたことが知られるからである。

ここからは、この時期、「愛宕護」の「祭礼」「社頭・神興等」「神供燈明」の再興がすすめられていたことが読みとれるが、それと揆を一にするかのようにして、「於嵯峨境内、構土倉、令利倍之」、そして、それにより「遂神事等無為節」げられるよう「大覚寺門跡雜掌」へ伝達されたことも知られよう。

したがって、文中にみえる「嵯峨境内」もまた、「（大覚寺）門跡領嵯峨境内」を意味することになる。そして、その「嵯峨境内」において、「土倉」を「構」え、「利倍」していた

のが、「嵯峨境内土倉中」にほかならなかったといえよう。そこで、この「嵯峨境内土倉中」と「吉田宗忠一類」との関係についてであるが、表3のうち、天文一十九年から永禄六年までの史料には、吉田宗忠の名を見いだすことができない。したがって、直接的な関係があるとは断言できない。

ただ、表3のうち、5・10以外の文書はすべて吉田栄可の手にあつたと考えられることからすれば、そのなかの天文一十九年から永禄六年までの文書が、栄可の祖父にあたる吉田宗忠にあたえられたものとみるのが自然であろう。

ここから、少なくとも天文一十九年段階で吉田宗忠が土倉であつたことはまちがいないさそうである。とはいえ、宗忠以外の一類が、天文一十九年段階で土倉であつたのかどうかについてはさだかではない。

しかしながら、先の天文一十九年の文書と同日に出された式部大輔条々書<sup>37)</sup>の宛所は、「嵯峨土倉中」となっており、すでに土倉集団が存在していたことはあきららかといえる。よって、一類の一部が、吉田宗忠とともに「土倉中」を結成していた可能性は否定できないであろう。

このように、天文一五年段階では、大森一族と同じよう

表3 「嵯峨境内土倉中」にかかわる史料

	年	月日	文書名	宛所	形状	出典
1	天文19年	12月28日	室町幕府奉行人連署奉書	大覚寺御門跡雑掌		神頭家文書※
2	天文19年	12月28日	室町幕府政所執事加判奉書	大覚寺御門跡雑掌		神頭家文書※
3	天文19年	12月28日	式部大輔条々書	嵯峨土倉中		神頭家文書※
4	永禄5年	3月21日	近江六角氏奉行人連署奉書	大覚寺御門跡雑掌	折紙	神頭家文書※
5	永禄5年	3月21日	近江六角氏奉行人連署奉書案	大覚寺御門跡雑掌		大覚寺文書
6	永禄5年	3月24日	大覚寺門跡坊官連署奉書	嵯峨土倉中	折紙	神頭家文書※
7	永禄5年	5月10日	室町幕府奉行人連署奉書	一揆中	折紙	神頭家文書
8	永禄5年	5月10日	室町幕府政所執事加判下知状	(当境内土倉中)		神頭家文書※
9	永禄6年	11月20日	室町幕府政所執事加判下知状	(嵯峨境内土倉中)		神頭家文書※
10	永禄6年	11月20日	室町幕府奉行人連署奉書	仁和寺借主中	折紙	山科家古文書
11	元亀元年	12月22日	室町幕府奉行人連署奉書	城州一揆中	折紙	神頭家文書※
12	(元亀元年)	極月22日	上野秀政奉書	城州一揆中	折紙	神頭家文書※
13	慶長11年	5月27日	京都所司代板倉勝重下知状	(吉田栄可)		神頭家文書※
14	(年未詳)	9月7日	細川晴元書状	長田殿		神頭家文書
15	(年未詳)	11月27日	某書状	志恩庵・ 吉田与次殿御宿所	折紙	神頭家文書※
16	(年未詳)	極月9日	三好宗誦書状	吉田与次殿・ 吉田彦六殿進之候	モト折紙カ	神頭家文書※
17	(元亀元年)	12月10日	矢部光佳書状	威徳院御同宿中	折紙	神頭家文書

(注)※については表1参照。

に「京郊の「土豪」」にみえた「吉田宗忠一類」のうち、

少なくとも宗忠とその一部については、それから四年後の天文一九年には土倉であったことが確認できる。

その点では、大森一族とは違いがみられるわけだが、それでは、この両者を分けたものとは何だったのであろうか。おそらくそれは、ここまでみてきたことをふまえるなら、宗忠が天文九年よりまえから「角倉」（「角蔵」）とよばれる倉を構えた酒屋であったことにもとめざるをえないと思われる。

つまり、戦国期京都においては、ただ単に「村や村人らへ銭や米を貸し付け」ているだけの銭主が土倉とみとめられることはなく、酒屋を兼業するなどして、文字どおり倉を構えることによってはじめて土倉としてみとめられたと考えられるのである。

そういう意味では、「財宝を納めた建物であり、富そのものの象徴という」「土蔵というものに対して人々が普遍的に抱くイメージ」<sup>38</sup>は、戦国期においてもなお共有されていたといえるのかもしれない。

## おわりに

以上みてきたように、「吉田宗忠一類」のうち、吉田宗忠とその一類の一部は、天文一九年（一五五〇）には確実に土倉であったと考えられる。

しかしながら、その宗忠も天文一五年（一五四六）の段階で土倉であったのかといえば、それを史料によって明言することはできない。

ただ、それは、みかたをかえれば、それまで「嵯峨酒屋吉田」として知られていた宗忠が、天文一九年を境に一類とともに「嵯峨境内土倉中」へと転身したことを指し示していると理解できるのかもしれない。

しかも、「愛宕神事・同燈明要脚」をまかない、「遂神事無為節」<sup>39</sup>げることが目的であるかぎり、徳政免除が約束されるという特別な装いをまよつての転身であったとみることもができる。

実際、その特別な装いは、つぎの文書からもみてとれるように、宗忠の孫にあたる吉田榮可の時代まで有効にはたっていたことが確認できる。

今度西岡徳政之儀、雖被仰出、嵯峨土藏方之儀者、為  
愛宕山御神用錢、従先々、徳政御免除之上者、不混自  
余、不可有別儀候、此由、嵯峨土藏中可被仰聞候、恐々  
謹言、

矢部善七

十二月十日

光佳（花押）

威徳院

御同宿中

年未詳ながら、その内容から、先にみた史料と同じく、  
元龜元年（一五七〇）に出されたものと考えられる。差出  
の「矢部善七」「光佳」は、信長側近として知られる人物<sup>⑩</sup>  
であり、また、宛所の「威徳院」は、「愛宕護山白雲寺」  
において「社中一山之事」を「司」るひとり「西之坊」と  
もよばれた「社僧」<sup>⑪</sup>を意味する。

ここからは、「嵯峨土藏方」「嵯峨土藏中」が「愛宕山御  
神用錢」をとりあつかっている以上は、「徳政免除」であ  
るということを信長方からもみとめられていた事実が知ら  
れよう。

そして、それは、つぎの文書<sup>⑫</sup>のように、少なくとも慶長

一一年（一六〇六）までみとめられていたことが確認でき  
る。

愛宕神事・同燈明要脚之事、為天下静謐 御願、不混  
自余、於嵯峨境内、吉田栄可構土藏、令利倍之、可遂  
神事之段、任先例、弥不可有改動之上者、当境内倉中  
可令存知之旨、所被仰下也、仍下知如件、

慶長拾壹年五月廿七日

伊賀守源朝臣（花押）  
（板倉勝重）

差出の「伊賀守源朝臣」とは、京都所司代として知られ  
る板倉勝重のことだが、文面をみてみると、「吉田栄可」  
という名前をのぞけば、およそ半世紀まえの天文一九年の  
文書とほとんどかわりないことが読みとれる。

この事実は、天文一九年以来、伝えられてきた文書を支  
証にして、「吉田栄可」が板倉勝重に対して右の文書発給  
を申請した結果であることをうかがわせる。と同時に、慶  
長一一年にいたつてもなお、栄可が土倉（土藏）を称し  
ていたことをあらわすものといえよう。

「吉田栄可」のように、慶長一一年段階で土倉を称して

いた存在がほかにも確認できるのかどうかについてはさだかではないが、同じ慶長一一年には、編纂物ながら『当代記』<sup>④</sup>巻四につきのような記事も見いだすことができるようになる。

此春比より、奥丹波<sup>江</sup>舟を可入とて、淀川<sup>堀</sup>を堀けるか、此程成就して舟往来有ける、是兵糧可運送之支度也、嵯峨の角の蔵智是を取行、

右は、いわゆる大堰川開削にかかわるものである。それによれば、開削を「取行」ったのは、「嵯峨の角の蔵智」であったとされているが、ここにみえる「嵯峨の角の蔵」とは、栄可を意味する。そして、その「智」とは、「吉田栄可女」を「妻」にしたと『角蔵源流系図稿』に記される「了以」（仮名与七、実名光好）を指すことになろう。

一般に角倉了以の事蹟として知られるものだが、ここでもまた、宗忠をうけついで栄可が「嵯峨の角の蔵」の中心に位置し、その一類である「智」とともに事業を展開していたことがうかがえる。「吉田宗忠一類」以来の一類のむすびつきが、なおもひきつがれていたことをあらわすもの

といえよう。

## 注

- (1) 酒匂由紀子「戦国期京都の「土倉」と大森一族―天文一五年の分一徳政令史料の再検討―」（同『室町・戦国期の土倉と酒屋』吉川弘文館、二〇二〇年、初出は二〇一四年）。
- (2) 河内将芳「酒屋・土倉の存在形態―角倉吉田を中心に―」（同『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年、初出は一九九二年）、同「酒屋・土倉と商工業座の関係―角倉吉田と洛中帯座を中心に―」（同上、初出は一九九三年）、同「土倉としての角倉―角倉吉田と「嵯峨土倉中」―」、同「角倉家と公家・武家・寺社との関係―中世における―」（森洋久編『角倉一族とその時代』思文閣出版、二〇一五年）。
- (3) 岡本真「戦国期の京都商人と対外貿易―遣明船から南蛮船・朱印船へ―」（『日本史研究』六九一号、二〇二〇年）。
- (4) 五島邦治「若狭武田氏被官としての吉田一族の活動―嵯峨角倉の祖吉田宗忠を中心に―」（『藝能史研究』二二二号、二〇一八年）。
- (5) 河村昭一「若狭武田氏と家臣団」（戎光祥出版、二〇二一年）、同「角倉吉田宗忠は武田氏雑掌吉田与次にあらず」（『日本歴史』八八三号、二〇二一年）。
- (6) 「神頭家文書」。
- (7) 『角倉源流系図稿』では、「ミツノブ」と読むとされている。

- (8) 『角倉源流系図稿』では、「エイカ」と読むとされている。
- (9) 『角倉源流系図稿』では、「治」は「ハル」と読むとされている。
- (10) 統群書類従完成会刊本。
- (11) 注(3)岡本氏前掲論文、参照。
- (12) 『言継卿記』天文二〇年正月二六日条。
- (13) 統群書類従完成会刊本。
- (14) 『角倉源流系図稿』では、「臨」は「リン」と読むとされている。
- (15) 『寛政重修諸家譜』第四二七「宇多源氏 佐々木庶流 吉田」では、「宗林」と記し、「そりん」と読むとされている。
- (16) 注(4)五島氏前掲論文、参照。
- (17) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』下巻(近藤出版社、一九八六年)。
- (18) 『室町幕府引付史料集成』下巻、解説。
- (19) 『室町幕府引付史料集成』下巻、解説。
- (20) 注(3)岡本氏前掲論文、参照。
- (21) 『京都市の地名 日本歴史地名大系27』(平凡社、一九七九年)。
- (22) 大永六年二月二六日付嵯峨千光寺雑掌申状(『賦引付』三、桑山弘浩然校訂『室町幕府引付史料集成』下巻)。
- (23) 『京羽二重織留』巻之四(『新修京都叢書』第二)。
- (24) 注(1)酒匂氏前掲論文、参照。
- (25) 『新訂増補 国史大系』第60上 尊卑分脈 第三篇。
- (26) 『鹿苑日録』(統群書類従完成会刊本)明応八年七月二三日条。
- (27) 注(2)河内前掲「酒屋・土倉の存在形態―角倉吉田を中心
- (28) 『蜷川家文書之二』(大日本古文书)三〇四号、(年月日未詳)に「参照。
- (29) 『言継卿記』大永八年三月一三日条。東京大学史料編纂所写真帳も参照した。
- (30) 元龜元年二月二二日付室町幕府奉行人連署奉書(「神頭家文書(旧田中光治氏所藏文書)」。「田中光治氏所藏文書」は、大正一三年(一九二四)六月に影写され、影写本としてその存在が知られてきた史料である。「神頭家文書」のなかには、この「田中光治氏所藏文書」に相当する原本が含まれており、重なる部分について本稿では、「神頭家文書(旧田中光治氏所藏文書)」と記した。ちなみに、「神頭家文書」には、大正一三年四月二一日付の京都帝国大学国史研究室中村直勝直筆の借用証が残されており、そのさいに借用された「建武三年六月卅日足利尊氏御教書案以下八拾通」が影写され、「田中光治氏所藏文書」としてまとめられたことが知られる。
- (31) 河内将芳「山門延暦寺焼討再考序説」(同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年)。
- (32) 元龜元年一〇月九日付室町幕府奉行人連署奉書(「等持院文書」『大日本史料』第一〇編之五、元龜元年一〇月九日条)。
- (33) 林屋辰三郎『角倉素庵』(朝日新聞社、一九七八年)。
- (34) 天文一九年二月二八日付室町幕府奉行人連署奉書(「神頭家文書(旧田中光治氏所藏文書)」)。
- (35) 天文二二年九月一六日付後奈良天皇綸旨案(大覚寺史史料

- 編纂室編『大覚寺文書』上巻、大覚寺、一九八〇年。
- (36) 文亀二年八月一日付室町幕府奉行人連署奉書〔大覚寺文書〕上巻。
- (37) 差出の「式部大輔」については、いまだ比定できていない。ちなみに、佐藤進一・百瀬今朝雄・笠松宏至編『中世法制史料集成 第六巻 公家法・公家家法・寺社法』（岩波書店、二〇〇五年）の補注102では、「末柄豊氏の教示に負う」として、「式部大輔に狛親房の可能性を指摘」している。
- (38) 中島圭一「中世京都における土倉業の成立」〔史学雑誌〕第一〇一編三号、一九九二年。
- (39) (元亀元年) 一二月一〇日付矢部光佳書状〔神頭家文書〕。
- (40) 谷口克広『織田信長家臣人名辞典 第2版』（吉川弘文館、二〇一〇年）。
- (41) 『大覚寺譜』下〔大覚寺文書〕上巻。
- (42) 慶長一年五月二七日付板倉勝重下知状〔神頭家文書（旧田中光治氏所蔵文書）〕。
- (43) 『史籍雑纂 当代記 駿府記』（続群書類従完成会、一九九五年）。

〔付記〕

「神頭家文書」の閲覧にあたっては、神頭徹氏から格別の便宜をいただいた。記して感謝申し上げます。なお、本稿は、二〇一九～二〇二二年度日本学術振興会科学研究助成事業・基盤研究C・課題番号一九K〇九六七の研究成果の一部である。